

# 大洲育成園原子力災害避難計画規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この避難計画は、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）第2編 第8章に基づき、大洲育成園（以下、「施設」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、もって四国電力株式会社伊方原子力発電所の原子力事故による災害から、施設入所者等及び職員を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

### (人命の安全確保及び被ばくの回避)

第2条 原子力災害対策は、施設入所者及び職員の人命の安全の確保を第一義として実施し、無用な被ばくを回避するための措置を講じるものとする。

### (適用範囲)

第3条 この計画は、施設入所者・短期入所者及び職員に適用する。  
2 施設の実施する通所事業の利用者は、大洲市住民避難計画を適用する。

### (地域住民等との連携協力)

第4条 原子力災害対策の実施については、行政機関、近隣他施設、地域住民及び入所者の家族等と十分連携協力して行うものとする。

## 第2章 原子力災害事前対策

### (原子力災害対策検討委員会)

第5条 原子力災害対策業務の適切な実施を図るため、原子力災害対策上の基本的な事項を審議する原子力災害対策検討委員会（以下、「委員会」という。）を置く。  
2 委員会の委員長は、施設管理者とする。  
3 委員会に原子力災害対策の措置を実施する連絡調整班、安全確認班、応急物資班、避難誘導班を置く。委員長は各班の班長を定め、班長は委員会の委員となる。  
4 委員会は、施設防災対策を審議する組織が別にあるときには、それと替えることができる。第6条及び第7条において同じ。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、定例会と臨時会とし、定例会は1年に2回、臨時会については、委員長が必要と認めるときに開催する。

(委員会の審議事項)

第7条 委員会は、次の各号について審議検討する。

- (1) 原子力災害避難計画の作成、検証及び改定に関すること。
- (2) 応急対策隊の編制及び活動に関すること。
- (3) 原子力災害時緊急連絡網及び職員召集・参集に関すること。
- (4) 避難場所、避難経路、避難手段及び避難方法に関すること。
- (5) 防災教育及び避難訓練に関すること。
- (6) 入所者情報に関すること。
- (7) 食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、入所者移送資機材等の確保に関すること。
- (8) 複合災害への対処に関すること。
- (9) その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

(緊急連絡体制及び入所者情報の整理)

第8条 連絡調整班は、大洲市住民避難計画に基づき、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確認し、伝達事項を確認するほか、原子力災害時緊急連絡網及び職員召集・参集方法を整備するものとする。

- 2 連絡調整班は、緊急時における入所者の家族等への連絡方法を確認するほか、入所者個々の心身の状態等を記載した入所者情報一覧を作成するものとする。

(原子力災害防災教育)

第9条 委員会は、大洲市住民避難計画に基づき、原子力災害時において適切な行動がとれるようにするため、原子力災害についての入所者及び職員の理解と関心を高める原子力災害防災教育を行う。

- 2 原子力災害防災教育は、次の各号について行うものとする。
  - (1) 原子力災害に関する基礎的知識
  - (2) 避難計画の周知徹底
  - (3) 原子力災害時に入所者及び職員が具体的にとるべき行動に関する知識
  - (4) 避難場所、避難経路、避難手段、避難方法その他避難対策に関する知識
  - (5) 非常持出品の準備等防災対策に関する知識
  - (6) 避難生活に関する知識
  - (7) その他原子力災害防災対策について必要な事項

(原子力災害避難訓練)

第10条 安全確認班及び避難誘導班は、大洲市住民避難計画に基づき、原子力災害時

における避難等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力災害避難訓練を企画するものとする。

- 2 原子力災害避難訓練は、定期的実施するものとし、入所者及び職員が参加して、情報の伝達、避難誘導を連携して行うものとする。なお、必要に応じて、地域の自主防災組織の参加、消防機関等の指導を要請するものとする。
- 3 原子力災害避難訓練実施後は、職員会において、その実施効果等の検証を行うものとする。

#### （備蓄及び点検）

- 第11条 応急物資班は、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、入所者の移送に必要な資機材の確保、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。
- 2 安全確認班は、施設での避難活動に支障とならないよう、施設の安全確認、危険物等の安全点検及び消防用設備の作動確認等を定期的に行うものとする。
  - 3 備蓄する生活物資の種類及び数量は、社会福祉法人大洲育成園防災計画にある備蓄品・非常時持出品リストのとおりとする。

#### （避難場所、避難経路、避難手段及び避難方法）

- 第12条 委員長は、大洲市住民避難計画に基づき、原子力災害時において入所者及び職員を集団的に避難させる場合に備え、あらかじめ避難場所、避難経路、避難手段及び避難方法を定めるものとする。
- 2 前項で定めた内容は、施設内に掲示するなど適当な方法により入所者及び職員に周知するものとする。
  - 3 避難手段及び避難方法は、入所者情報一覧にも記載するものとする。

### 第3章 原子力災害応急対策

#### （応急対策隊）

- 第13条 原子力災害時の安全かつ迅速な避難を図るため、原子力災害応急対策を遂行する応急対策隊（以下、「応急隊」という。）を置く。
- 2 応急隊は、隊長、副隊長、連絡調整班、安全確認班、応急物資班、避難誘導班から編成し、各班の役割は別紙のとおりとする。
  - 3 応急隊の隊長は、施設管理者とする。隊長は副隊長及び各班の班長を定め、副隊長及び班長は委員会の委員となる。
  - 4 応急隊が原子力災害時に行う具体的な行動手順は、別紙のとおりとする。

(隊長及び副隊長の職務)

第14条 隊長は、原子力災害応急対策の実施全般についての一切の指揮を行うものとする。

2 副隊長は、隊長を補佐し、避難状況を取りまとめ、隊長に事故があるときは、副隊長がその職務を行う。

(情報の伝達及び応援要請)

第15条 原子力事故等に関する情報を収集した者は、速やかに連絡調整班に報告しなければならない。

2 連絡調整班は、原子力事故等の情報を収集した場合は、直ちに隊長に報告するとともに、緊急連絡先一覧をもとに、大洲市災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集と避難誘導等の応援要請を行う。

3 連絡調整班は、隊長の指示のもとに、原子力災害時緊急連絡網により、非番職員に隊長の指示等を連絡する。

(施設の安全確認)

第16条 安全確認班は、原子力事故等が発生した場合は、施設及び危険物の安全確認、消防用設備の配備を行うとともに、屋内退避及び避難に備えた措置を講じる。

(応急物資の確保)

第17条 応急物資班は、原子力事故等が発生した場合は、食糧、飲料水、医薬品、介護用品等、入所者移送資機材、原子力防災資機材及び非常用自家発電機を確保する。

## 第4章 屋内退避及び避難

(屋内退避)

第18条 隊長は、大洲市災害対策本部から屋内退避指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、適切な屋内退避措置を講じる。

2 各班は、あらかじめ定めた行動手順をもとに活動するものとする。

3 入所者は、職員の指示に従うものとする。

(避難準備)

第19条 避難誘導班は、原子力事故等が発生した場合は、隊長の指示に従い、入所者に現在の状況を伝達し、入所者の安全確認を行なうとともに、不必要な不安及び動揺を与えないようにするものとする。

2 隊長は、大洲市災害対策本部から避難準備に関する情報を収集した場合は、

避難誘導班を指示し、入所者の避難準備をさせるものとする。

- 3 入所者の家族等への引継ぎは、あらかじめ定めていた方法により行うものとする。

(避難)

第20条 隊長は、大洲市災害対策本部から避難指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、入所者及び職員を避難させるものとする。

- 2 各班は、あらかじめ定めた行動手順をもとに活動するものとする。

- 3 入所者は、職員の指示に従うものとする。

- 4 隊長は、入所者を避難させた場合は、大洲市災害対策本部に報告するものとする。

附 則 この規程は、平成26年 7月25日より施行する。

この規程は、平成26年 9月 1日より施行する。

【役割分担表】

班	業務内容	担当者
隊長	総括責任者（原子力災害応急対策全般の指揮、各班への指示）	責任者：東谷弘子 代理者：池田隆三
副隊長	・隊長補佐 ・被害、避難状況の取りまとめ	責任者：池田隆三 代理者：宮脇忠
連絡調整班	・災害情報の収集 ・市町、関係機関との連絡調整、支援要請 ・職員への連絡 ・入所者の家族等への連絡	班長：宮脇忠 代理者：中野利子 班員：沖嶋里志 磯崎恵美
安全確認班	・施設、設備の被害状況確認、安全確認 ・ドア、窓を閉め、換気扇を止める ・火の元の確認	班長：西川勝典 代理者：橋本哲志 代理者：山本隆二 班員：米澤昌史 上田ゆり子 武田由美 岩津哲也 角藤昭文 井手幸子 井上智世 山内敏
応急物資班	・備蓄食糧、資機材の点検 ・持出品の確認	班長：岡崎早苗 代理者：米澤侑子 代理者：後藤望美 班員：山田愛子 宮本恵子 園南寺里子 森千絵 秦志穂
避難誘導班	・入所者への状況説明 ・入所者の安全確認、状況把握 ・入所者の避難準備、退避、避難誘導 ・入所者の家族等への引渡し	班長：中野利子 代理者：祖母谷洋子 代理者：石間明彦 班員：富士耕一 菊池潤一 白石亮 谷山洋二 中岡靖之 二宮弘光

		班 員：大野尚美 城戸千佳 水本百合子 高橋系子 西村由美 森康子 松本直美 梶谷富美庫 大森小織 天野愛 二宮富子 松丸弘史 西野克美 猪野木正彦 宮岡美涼 福西なぎさ 上満眞文 花見祐樹 伊藤聖美 小林友紀 須藤茂行 松下みゆき
--	--	---

【緊急連絡先一覧（外部機関）】

大洲育成園防災計画

様式4号 防災関係機関等緊急連絡先一覧表のとおり

【伝達事項】

発信先	伝達事項	措置内容
市町災害 対策本部	緊急事態区分等に至った場合	警戒事態 施設敷地緊急事態 全面緊急事態 等
	特別の体制をとった場合	災害対策本部設置等
	事故や災害の状況等に大きな変化があった場合	注意事項等
	放射性物質が放出された場合	
	緊急時環境モニタリングの結果がまとまった場合	
	屋内退避、避難準備、住民非難等を要請する場合	屋内退避指示

		コンクリート屋内退避指示 避難指示
	その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）	
四国電力(株)伊方発電所		
原子力災害合同対策協議会		
県災害対策本部		
上記以外		

【緊急連絡先一覧（施設内）】

大洲育成園防災計画

様式2号 防災連絡体制一覧表

様式3号 火災・地震・土石流発生時及び非常招集連絡表のとおり

【入所者情報一覧】

担当者（避難誘導責任者）								
氏名	性別	生年月日	年齢	血液型		連絡先①（続柄： ）		
						氏名	電	
							話	
本人の 状態・特性	※障害・介護の程度などを具体的に記入					連絡先②（続柄： ）		
意思疎通方法	※普段行っている方法を記入					氏名	電	
避難手段	※避難場所までの移動手段を記入						話	
避難方法	※どのような支援が必要かを具体的に箇条書きで記入					連絡先③（続柄： ）		
						氏名	電	
							話	

【備蓄品・非常持出品リスト】

大洲育成園防災計画

様式7号 災害時非常食一覧

救急医療袋（内容物一覧）

備蓄品・持出品リストのとおり



## 原子力事故等覚知後の職員行動手順

社会福祉法人 大洲育成園  
平成26年9月1日策定

### 【避難行動】

- ・入所者及び職員は、原子力発電所から放射性物質又は放射線が周辺環境に異常放出されることに備えて、安全を確保し、被ばくを低減する措置を開始する。

### 【活動内容】

- ・応急対策隊長は、各対策班に必要な指示を出し、入所者、職員及び施設設備の安全を確保し、状況に応じた判断を行う。
- ・応急対策隊副隊長は、隊長の補佐役を務めるとともに、人手が足りない対策班の業務を手伝う。
- ・安全確認班は、応急物資班とともに、万一の避難に備えて、避難時に支障となる障害物がないかどうか施設内外を点検し、障害物があった場合は除去する。
- ・避難誘導班は、入所者に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる。

### 【情報収集】

- ・連絡調整班は、テレビ（CATV）、ラジオ、インターネット等による原子力事故に関する情報（トラブル情報、事故の進展情報、モニタリング情報）に留意し、継続的な情報収集を行う。
- ・連絡調整班は、県・市（町）ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市（町）の対応状況、施設がとるべき対応といった情報を収集する。
- ・連絡調整班は、大洲市災害対策本部の担当窓口連絡して、今後の情報伝達方法を確認する。その際には、あらかじめ作成しておいた伝達事項をもとに連絡する。
- ・連絡調整班は、収集した情報を隊長に伝えるとともに、ホワイトボードに記載する。

### 【職員参集】

- ・非番職員は、自分や家族の安全を確認できたら、原則として自主的に参集する。
- ・夜間や早朝の場合、当直職員は、緊急連絡網により、職員への参集要請を行う。
- ・連絡をとれなかった職員には、連絡調整班が引き続き、連絡をとる。

### 【避難準備】

- ・各対策班は、屋内退避又は避難指示が出された場合の担当業務内容を確認し合い、避難準備を開始する。

## 「屋内退避指示」が出された場合の職員行動手順

社会福祉法人 大洲育成園

平成26年9月1日策定

### 【避難行動】

- ・入所者及び職員は、速やかに、落ち着いて施設内（屋内）に退避し、安全を確保し、被ばくを低減する措置を講じる。

### 【活動内容】

- ・応急対策隊長は、入所者、職員及び施設設備の安全が確認された時点で、各対策班を指揮して避難準備を行わせる。
- ・応急対策副隊長は、入所者及び職員の人員及び施設整備の安全を確認する。
- ・安全確認班は、屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、窓には目張りをする。空調設備、換気装置を止める。
- ・応急物資班は、食品にはフタ、ラップをして、冷蔵庫で保管する。
- ・応急物資班は、飲料水は密閉できる容器に入れる。
- ・避難誘導班は、入所者に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげるとともに、経過観察する。
- ・避難誘導班は、入所者を窓側から離し、施設の中央に退避させる。
- ・外から入ってきた者は、顔や手をよく洗い、場合によってはシャワーを浴びる。
- ・外で着ていた服はビニール袋に入れて、しっかりと口を閉じる。

### 【情報収集】

- ・連絡調整班は、テレビ、ラジオ、インターネット等による原子力災害に関する情報（災害情報、事故の進展状況、モニタリング情報）に留意し、継続的な情報収集を行う。
- ・連絡調整班は、大洲市災害対策本部、県・市（町）ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市（町）の対応状況、施設がとるべき対応（屋内退避の留意事項）といった情報を収集する。
- ・連絡調整班は、収集した情報を隊長に伝えるとともに、ホワイトボードに記載する。

### 【家族等への連絡】

- ・連絡調整班は、災害用伝言ダイヤルサービスなど事前に確認している連絡方法により、入所者情報一覧に記載している入所者の家族等に入所者及び施設の状況を伝える。

#### 【避難準備】

- ・連絡調整班は、大洲市災害対策本部に施設の対応状況を連絡し、今後の避難場所、避難経路、避難手段を確認する。
- ・応急物資班と避難誘導班は、入所者の避難必要となる資機材（移送用車両、車いす、ストレッチャー）と人員を確認し、不足する分は大洲市災害対策本部に連絡調整班を通じて応援を求める。
- ・避難誘導班は、自主防災組織及び近隣の大洲学園、清和園等に応援要請の検討を始める。
- ・各対策班は、速やかに避難ができるよう、役割分担表に定められている項目の準備、点検を行う。

## 「コンクリート屋内退避指示」が出された場合の職員行動手順

社会福祉法人 大洲育成園

平成26年9月1日策定

### 【避難行動】

- ・入所者及び職員は、大洲市災害対策本部から指示のあった（あらかじめ定めていた）コンクリート建屋に速やかに、落ち着いて退避し、安全を確保する。
- ・避難準備ができるまでは、施設内に留まる。

### 【活動内容】

- ・応急対策隊長は、各対策班に状況に応じた的確な指示を行い、入所者の混乱を防止する。
- ・応急対策隊副隊長は、大洲市災害対策本部から指示のあった避難場所、避難経路及び避難手段の状況を確認する。
- ・連絡調整班は、大洲市災害対策本部に施設の対応状況を連絡し、コンクリート屋内退避の具体的な手順を確認する。
- ・安全確認班は、火気等の消化、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。
- ・応急物資班は、携行品、非常時持出品を確保し、避難車両に積み込む。
- ・避難誘導班は、入所者に状況を説明し、落ち着かせてから、避難車両の準備ができた段階で、あらかじめ定めていた避難方法により、入所者を避難場所まで誘導する。
- ・入所者及び職員は、避難場所への移動中はマスク及び外衣を着用する。
- ・入所者の避難誘導は、各対策班が協力して行う。
- ・連絡調整班は、コンクリート屋内退避が完了したときは、大洲市災害対策本部に報告する。

### 【情報収集】

- ・連絡調整班は、テレビ、ラジオ、インターネット等による原子力災害に関する情報（災害情報、事故の進展情報、モニタリング情報）に留意し、継続的な情報収集を行う。
- ・連絡調整班は、大洲市災害対策本部、県・市（町）ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市（町）の対応状況、施設がとるべき対応（避難場所、避難経路、避難手段）といった情報を収集する。
- ・連絡調整班は、収集した情報を隊長に伝えるとともに、ホワイトボードに記載する。

### 【家族等への連絡】

- ・連絡調整班は、災害用伝言ダイヤルサービスなど事前に確認している連絡方法により、入所者情報一覧に記載している入所者の家族等に入所者の状況、避難場所、避難開始時刻、到着予定時刻等を伝える。

【応援要請】

- ・応急物資班と避難誘導班は、入所者の避難に必要となる資機材（移送用車両、車いす、ストレッチャー）と人員を確認し、不足する分は大洲市災害対策本部に連絡調整班を通じて応援を要請する。
- ・連絡調整班は、自主防災組織及び近隣の大洲学園、清和園に必要な人員と資機材の応援を要請する。

## 「避難指示」が出された場合の職員行動手順

社会福祉法人 大洲育成園

平成26年9月1日策定

### 【避難行動】

- ・入所者及び職員は、大洲市災害対策本部から指示のあった（あらかじめ定めていた）避難場所に速やかに、落ち着いて避難し、安全を確保する。
- ・避難準備ができるまでは、施設内に留まる。

### 【活動内容】

- ・応急対策隊長は、各対策班に状況に応じた的確な指示を行い、入所者の混乱を防止する。
- ・応急対策隊副隊長は、大洲市災害対策本部から指示のあった避難場所、避難経路及び避難手段の状況を確認する。
- ・連絡調整班は、大洲市災害対策本部に施設の対応状況を連絡し、避難の具体的な手順を確認する。
- ・安全確認班は、火気等の消化、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。
- ・応急物資班は、携行品、非常時持出品を確保し、避難車両に積み込む。
- ・避難誘導班は、入所者に状況を説明し、落ち着かせてから、避難車両の準備ができた段階で、あらかじめ定めていた避難方法により、入所者を避難場所まで誘導する。
- ・入所者及び職員は、避難場所への移動中はマスク及び外衣を着用する。
- ・入所者の避難誘導は、各対策班が協力して行う。
- ・連絡調整班は、避難が完了したときは、大洲市災害対策本部に報告する。

### 【情報収集】

- ・連絡調整班は、テレビ、ラジオ、インターネット等による原子力災害に関する情報（災害情報、事故の進展情報、モニタリング情報）に留意し、継続的な情報収集を行う。
- ・連絡調整班は、大洲市災害対策本部、県・市（町）ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市（町）の対応状況、施設がとるべき対応（避難場所、避難経路、避難手段）といった情報を収集する。
- ・連絡調整班は、収集した情報を隊長に伝えるとともに、ホワイトボードに記載する。

### 【家族等への連絡】

- ・連絡調整班は、災害用伝言ダイヤルサービスなど事前に確認している連絡方法に

より、入所者情報一覧に記載している入所者の家族等に入所者の状況、避難場所、避難開始時刻、到着予定時刻等を伝える。

【応援要請】

- ・ 応急物資班と避難誘導班は、入所者の避難に必要な資機材（移送用車両、車いす、ストレッチャー）と人員を確認し、不足する分は大洲市災害対策本部に連絡調整班を通じて応援を要請する。
- ・ 連絡調整班は、自主防災組織及び近隣の大洲学園、清和園に必要な人員と資機材の応援を要請する。

【入所者の避難受入先】

法人名（理事長名）	施設名	住所	受入人数
宗友福社会 （丹生谷宗久）	みどり園	松山市津吉町155	10人
	みどり園 マウントヒルズエステート	松山市津吉町166-1	40人
福角会 （芳野道子）	松山福祉園	松山市権現町甲141	16人
	いつきの里	松山市福角町甲1829-1	21人

## 原子力災害対策チェックリスト

対策	点検項目	点検日	点検日	点検日
役割分担	平常時の職員の役割分担を定めている。			
	災害時の職員の役割分担を定めている。			
	災害時の職員の行動手順を定めている。			
	職員が参集できず、事前に定めていた体制を確保できない場合の対応を決めている。			
	自然災害との複合災害にも対応できる体制となっている。			
情報収集・伝達体制	職員への緊急連絡網を定めている。			
	市町・関係機関への災害時伝達事項を定めている。			
	電話以外の連絡手段を確保している。			
	災害情報の収集方法をリストアップしている。			
	停電時・通信規制時における情報入手手段・連絡手段を把握している。			
召集・参集	夜間・早朝、休日に召集・参集可能な職員を把握している。			
	徒歩や自転車（バイク）で参集することができる職員を把握している。			
	職員の参集に要する時間を把握している。			
避難場所	避難場所を定めている。			
	避難場所までの移動時間を把握している。			
避難経路	避難経路を定めている。			
	避難経路図を作成して掲示している。			



	避難経路は複数の経路を選定している。			
	避難経路を通して危険箇所を把握している。			
避難手段	避難手段を定めている。			
	避難に必要となる車両の数を把握している。			
避難方法	避難（誘導）方法を定めている。			
	徒歩での避難が困難な入所者を把握している。			
	避難に必要となる車いす、ストレッチャーの数を把握している。			
	入所者ごとの避難誘導者を定めている。			
	夜間・早朝、休日における不足する避難誘導者を把握している。			
入所者管理	入所者情報一覧を作成している。			
	家族等への連絡方法・引継ぎ方法を確認している。			
備蓄	食糧の備蓄品・非常時持出品リストを作成している。			
	医薬品の備蓄品・非常時持出品リストを作成している。			
	生活物資の備蓄品・非常時持出品リストを作成している。			
	必要資機材の備蓄品・非常時持出品リストを作成している。			
	備蓄量は入所者及び職員分を含めて7日程度を目安としている。			
	飲料水の備蓄量は1日3リットルを目安としている。			
	備蓄量は1日に1人がどの程度使用するかを把握して備蓄量を決めている。			
	備蓄品は複数個所に分けて備蓄している。			

安全確認	施設設備、危険物の点検をしている。			
	施設内にどのような設備があるか把握している。			
	施設の耐震性・耐火性・気密性を把握している。			
	家具・ロッカーなどを金具で固定している。			
	ガラスの飛散防止措置を講じている。			
教育	施設内で職員への防災教育を実施している。			
	行政機関等が実施する研修会等に職員を参加させている。			
訓練	施設での避難訓練を実施している。			
	訓練は、複合災害、夜間・早朝、休日を想定している。			
	地域での避難訓練に参加している。			
避難計画	避難計画を周知している。			
	避難計画は全職員が参画して見直している。			
地域連携	災害応援について自主防災組織や他施設との間で取り決めをしている。			
	他施設との交流会、研修会を実施している。			
	施設主催行事に地域住民を招待している。			
	自治会、町内会の行事に参加している。			

災害が発生した直後の対応や家族に利用者を引き渡す際の手順

事態区分 (レベル)	情報収集班	安全確認班	避難誘導・救護班
事故発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>市(町)や、テレビ・ラジオ、防災無線などにより情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り、ドア・窓を閉めて外気を遮断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者を屋内へ移動させるとともに、屋外にいた利用者は、顔・手を洗い等の支援を行う。</li> </ul>
警戒事態 (A) ↓	通所者については、時間的に余裕のない場合を除き、避難準備情報が発出された段階で通所施設から帰宅(家族が自主的に迎えに来た場合は、引き渡し人の氏名、続柄、連絡先を必ず確認し、利用者を引き渡す。)		
施設敷地 緊急事態 (B)  ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故に関する情報を収集して施設周辺への影響を把握する。</li> <li>保護者へ連絡(引渡しのできない利用者の連絡先の確認)</li> <li>地域全体の情報を把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内外の安全点検および障害物の撤去</li> <li>一時集結所(平小学校)までの経路等の安全確認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大洲市災害対策本部から帰宅指示に基づき、家族へ利用者の引渡しを開始する。</li> <li>家族に引渡しできない利用者は、安全な部屋(2階会議室)にて介護をする。</li> <li>生活に必要なもの・衣類・寝具・生活用品を一箇所に収集</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難に備えて、一時集結所(平小学校)への避難準備を行う。(開設状況の確認、移動手段の確保)</li> </ul>		
	各班長は、各班の取組み状況を確認し、施設長へ報告する。 施設長は、大洲市社会福祉課ほか関係先へ状況を報告するとともに、必要に応じて、関係先に防護措置を求める。		
全面緊急事態 (C)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大洲市災害対策本部からの避難指示に基づき、未引渡しの施設利用者がいる場合は、職員と一時集結場所(平小学校)へ移動。</li> <li>施設等玄関前に、「平小学校へ避難した」旨を掲示する。</li> </ul>		

広域避難場所および避難経由所【大洲市住民避難計画(平成25年9月)】

大洲育成園の広域避難場所は、「松山市」とし、松山市へ避難する場合の避難経由所は、「愛媛県総合運動公園」です。

原子力災害避難計画 第12条に基づく避難場所、避難経路、避難手段、避難方法について

障害者支援施設大洲育成園 平成26年9月1日作成

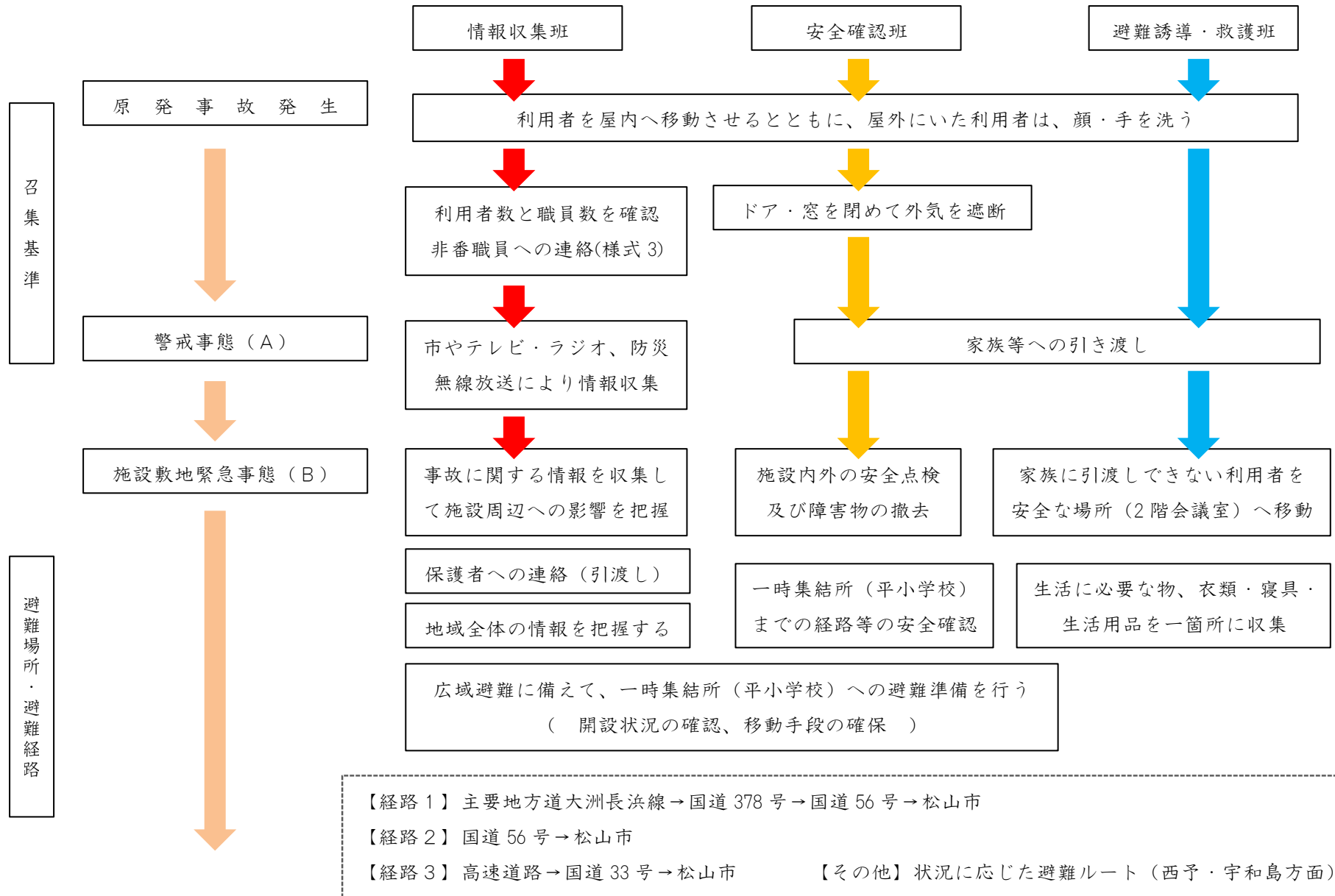
項目	具体的内容	備考
避難場所	・みどり園（松山市津吉町155、松山市津吉町166-1） ・松山福祉園（松山市権現町甲141） ・いつきの里（松山市福角町甲1829-1）	受入先は、「避難指示」が出された場合の職員行動手順による
避難経路	【経路1】主要地方道大洲長浜線→国道378号→国道56号→松山市 【経路2】国道56号→松山市 【経路3】高速道路→国道33号→松山市 その他状況に応じた避難ルート（西予・宇和島方面）	大洲市住民避難計画（平成25年9月）の避難経路による
避難時の責任者とその役割	施設長が責任者となり避難行動に向けた対応を統括する。 1 大洲市災害対策本部から警戒事態が発出されれば、予め定めていた班体制を取り、避難や屋内退避に向けた対応を図る。 非番職員に参集を求め、非常時持出品を準備する。 2 広域避難に備え、避難手段を確保し、やむを得ず車が不足する場合は、大洲市及び愛媛県に応援要請を行う。 3 大洲市災害対策本部から避難指示が発出されれば、施設車両や応援車両等で、上記避難経路により松山市内へ移動する。	施設長不在時は、主任指導員が責任者となる。 班体制及び役割分担表は別紙のとおり
避難手段及び避難方法	入所者及び職員は、施設車両及び応援車両・自家用車等に分乗して避難する。 施設車両 ①福祉車両1台定員10人 ②乗用車2台定員8人 ③軽自動車4台定員4人 ④軽トラック1台定員2人 不足67人分(最大89人)の避難用車両については、大洲市(県)に応援要請を行う。	災害対策の状況調査票に基づく不足車両（県福祉課提出） ①福祉車両3台定員2人 ②バス・マイクロ4台定員15人
緊急時連絡体制	大洲育成園防災計画 様式2号 防災連絡体制一覧表 様式3号 火災・地震・土石流発生時及び非常招集連絡表 様式4号 防災関係機関等緊急連絡先一覧表 のとおり	

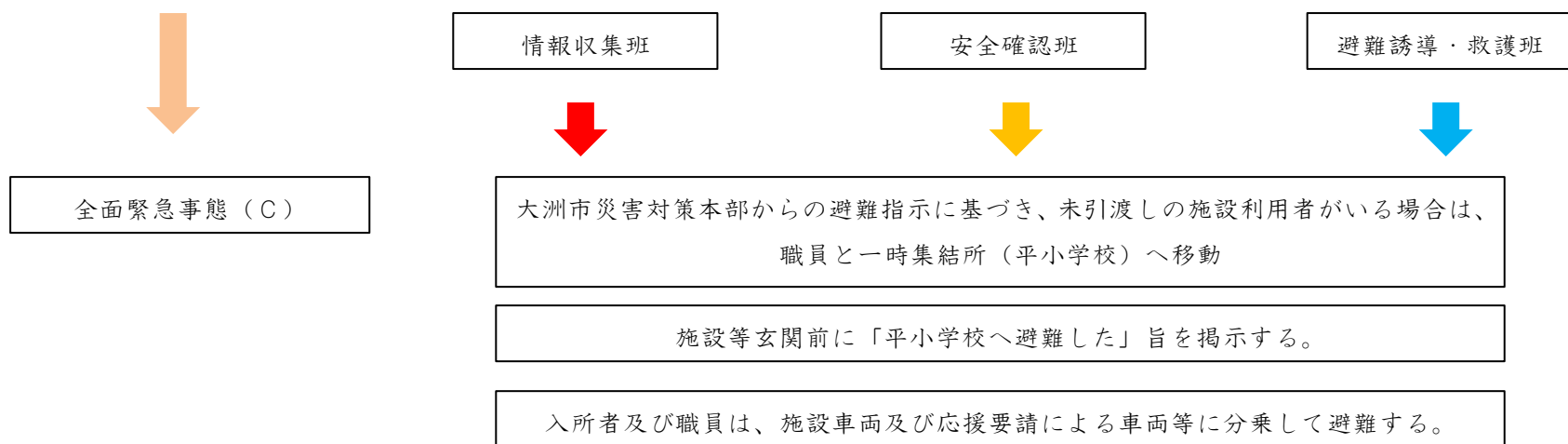
原子力災害避難計画 第12条に基づく避難場所、避難経路、避難手段、避難方法について

短期入所事業所大洲育成園 平成26年9月1日作成

項目	具体的内容	備考
避難場所	大洲市立平小学校（大洲市徳森 2600 番地） 電話 0893-25-3558	大洲市住民避難計画（平成25年9月）で定める一時集結場所。
避難経路	可能な限り裏道を通り、大通りには出ない。 森集会所→大洲道路高架下→喜多医師会病院→小鳥越集会所→平小学校 平小学校までの距離は、約2km 徒歩約30分	大洲育成園防災計画（平成26年3月）に定める避難経路図（一時避難所、収容避難所）のとおり
避難時の責任者とその役割	施設長が責任者となり避難行動に向けた対応を統括する。 1 大洲市災害対策本部から警戒事態が発出されれば、予め定めていた班体制を取り、避難や屋内退避に向けた対応を図る。 非常時持ち出し品を準備する。 家族と連絡を取り、迎えに来てもらう手配を行う。 2 家族への引き渡し等ができないまま、大洲市災害対策本部から避難指示が発出された場合は、職員は施設利用者とともに、大洲市が指定する一時集結所（平小学校）に移動する必要があることから、大洲市の指定する避難所及び避難経路を確認しておく。	施設長不在時は、主任指導員が責任者となる。 班体制及び役割分担表は別紙のとおり
避難手段及び避難方法	原則、徒歩（車椅子等含む） 歩行不可能な場合は、施設車両及び公用車等に分乗して避難する。	
緊急時連絡体制	大洲育成園防災計画 様式2号 防災連絡体制一覧表 様式3号 火災・地震・土石流発生時及び非常招集連絡表 様式4号 防災関係機関等緊急連絡先一覧表 のとおり	

原子力災害避難計画第12条に基づく避難場所・避難経路・避難手段・避難方法に係る基準等





【利用者受入先】

法人名（理事長名）	施設名	住所	受入人数
宗友福祉会 （丹生谷宗久）	みどり園	松山市津吉町 155	10人
	みどり園 マウントヒルズエステート	松山市津吉町 166-1	40人
福角会 （芳野道子）	松山福祉園	松山市権現町甲 141	16人
	いつきの里	松山市福角町甲 1829-1	21人

避難手段・避難方法

施設車両

- 【福祉車両】1台 定員10人
- 【乗用車】2台 定員8人
- 【軽自動車】4台 定員4人
- 【軽トラック】1台 定員2人

災害対策の状況調査に基づく不足車両

- 【福祉車両】3台 定員2人
- 【バス・マイクロ】4台 定員15人

職員の自家用車

広域避難場所および避難経路所【大洲市住民避難計画（平成25年9月）】  
 大洲育成園の広域避難場所は、「松山市」とし、松山市へ避難する場合の避難経路所は、「愛媛県総合運動公園」です。

# 伊方原子力発電所災害時における大洲市全面緊急事態発令（広域避難）時の

## 施設入所者の受入に関する協定書

大洲育成園（以下、「甲」という。）と下記の協力施設、宗友福社会 みどり園（以下、「乙」という。）は、伊方原子力発電所災害時に甲の施設入所者の受け入れに関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、伊方原子力発電所災害時に甲の施設入所者が避難を余儀なくされた場合（県または市の指示があった場合）に、甲が乙に対し、協力を要請する際に必要な事項を定める。

### （受入施設）

第2条 伊方原子力発電所災害時に甲の施設利用者を受け入れる施設は、以下のとおりとする。

乙 宗友福社会 みどり園（松山市津吉町 155）  
みどり園マウントヒルズエステート（松山市津吉町 166-1）

### （受入期間）

第3条 受入期間は、乙が甲の要請を受け、受け入れを決定した時から、県・大洲市、または管轄する福祉事務所の指示のあるまでとする。

### （受入対象者）

第4条 受け入れの対象となる者は、甲に入所されている利用者とする。

### （受入責任者）

第5条 乙は、あらかじめ、受入責任者を定め、甲に通知するものとする。

### （受入手続）

第6条 受け入れの際の手続きは、次のとおりとする。

- 1 甲は、伊方原子力発電所災害が発生し、県、もしくは市から大洲市全面緊急事態（広域避難指示）が発令された場合、甲の施設入所者を、直ちに乙の受入責任者に対し、口頭または書面により、次の事項を明らかにして受入要請を行うものとする。

（1）施設入所者の人数



(2) 施設入所者の氏名、性別、心身の状況及び服薬の有無

(3) 保護者の氏名、住所、連絡先

2 受入責任者は、受け入れ可能な施設入所者を直ちに決定し、甲に口頭または書面により、連絡するとともに、受け入れの準備を行うものとする。

(受入可能人数の事前把握)

第7条 甲は、乙が受け入れ可能な施設入所者の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

(費用)

第8条 甲の要請により、乙が提供した生活物資及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(疑義等の解決)

第9条 この協定に定めのない事項、およびこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲・乙双方で協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲または乙から書面による意思表示がない限り継続する。

この協定を証するために、本書2通を作成し、甲・乙双方の記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成 26 年 11 月 1 日

甲 住 所 愛媛県大洲市市木 1 2 1 5 番地  
社会福祉法人 大洲育成園  
理事長 澤井 尚 印

住 所 愛媛県大洲市市木 1 2 1 5 番地  
大洲育成園  
施設長 東谷 弘子 印

乙 住 所  
理事長 印

住 所  
施設長 印

住 所  
施設長 印

# 伊方原子力発電所災害時における大洲市全面緊急事態発令（広域避難）時の

## 施設入所者の受入に関する協定書

大洲育成園（以下、「甲」という。）と下記の協力施設、福角会 松山福祉園・いつきの里（以下、「乙」という。）は、伊方原子力発電所災害時に甲の施設入所者の受け入れに関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、伊方原子力発電所災害時に甲の施設入所者が避難を余儀なくされた場合（県または市の指示があった場合）に、甲が乙に対し、協力を要請する際に必要な事項を定める。

### （受入施設）

第2条 伊方原子力発電所災害時に甲の施設利用者を受け入れる施設は、以下のとおりとする。

乙 福角会 松山福祉園（松山市権現町甲141）  
いつきの里（松山市福角町甲1829-1）

### （受入期間）

第3条 受入期間は、乙が甲の要請を受け、受け入れを決定した時から、県・大洲市、または管轄する福祉事務所の指示のあるまでとする。

### （受入対象者）

第4条 受け入れの対象となる者は、甲に入所されている利用者とする。

### （受入責任者）

第5条 乙は、あらかじめ、受入責任者を定め、甲に通知するものとする。

### （受入手続）

第6条 受け入れの際の手続きは、次のとおりとする。

- 1 甲は、伊方原子力発電所災害が発生し、県、もしくは市から大洲市全面緊急事態（広域避難指示）が発令された場合、甲の施設入所者を、直ちに乙の受入責任者に対し、口頭または書面により、次の事項を明らかにして受入要請を行うものとする。

（1）施設入所者の人数

(2) 施設入所者の氏名、性別、心身の状況及び服薬の有無

(3) 保護者の氏名、住所、連絡先

2 受入責任者は、受け入れ可能な施設入所者を直ちに決定し、甲に口頭または書面により、連絡するとともに、受け入れの準備を行うものとする。

(受入可能人数の事前把握)

第7条 甲は、乙が受け入れ可能な施設入所者の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

(費用)

第8条 甲の要請により、乙が提供した生活物資及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(疑義等の解決)

第9条 この協定に定めのない事項、およびこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲・乙双方で協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲または乙から書面による意思表示がない限り継続する。

この協定を証するために、本書2通を作成し、甲・乙双方の記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成 26 年 11 月 1 日

甲 住 所 愛媛県大洲市市木1215番地  
社会福祉法人 大洲育成園  
理事長 澤井 尚 印

住 所 愛媛県大洲市市木1215番地  
大洲育成園  
施設長 東谷 弘子 印

乙 住 所  
理事長 印

住 所  
施設長 印

住 所  
施設長 印